

第3期三条市障がい福祉計画の概要

1 第3期障がい福祉計画策定の趣旨及び計画期間

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく計画で、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障がい者の就労支援の強化等の取組を計画的に進めていくために策定するものです。

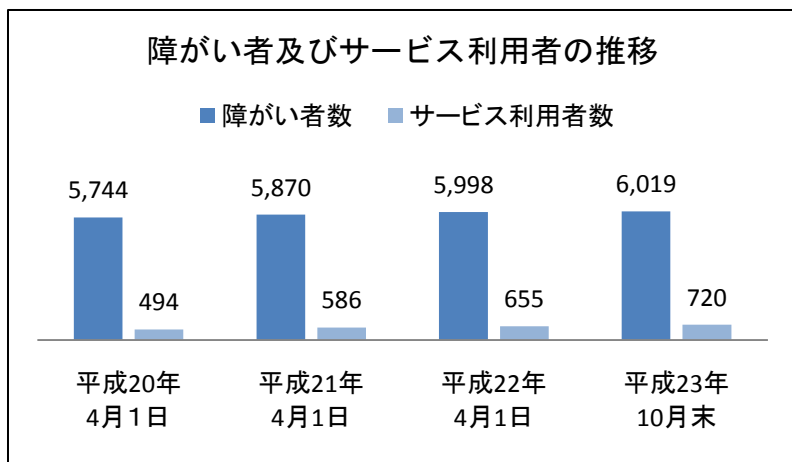
第3期計画は、国の指針に基づき、これまでの計画の進捗状況や課題、障がい者等のニーズを踏まえ、平成26年度までに引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、「さんじょう障がい者プラン2007」との整合性を図りながら策定するものです。

(2) 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

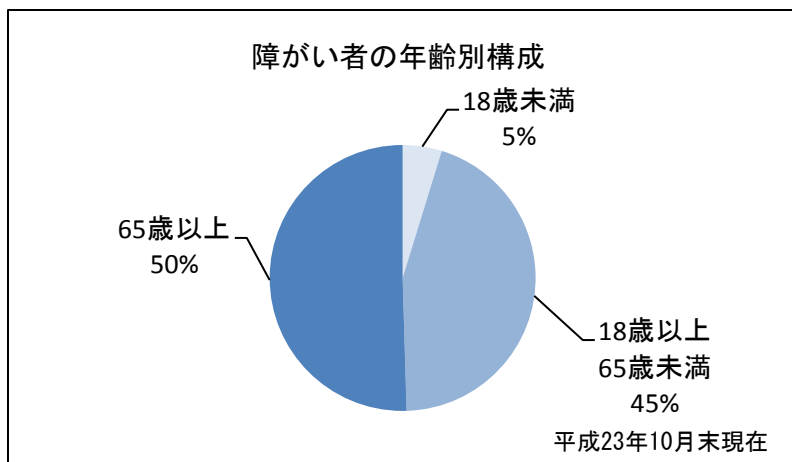
2 第3期障がい福祉計画策定に当たっての現状

(1) 障がい者及び障がい福祉サービス利用者が増加傾向



- 平成20年4月1日時点と比較して、平成23年10月末現在のサービス利用者は45.7%増加している。
- 相談支援事業が浸透してきたことでサービス利用につながり、増加したものと推測され、今後も増加が見込まれる。

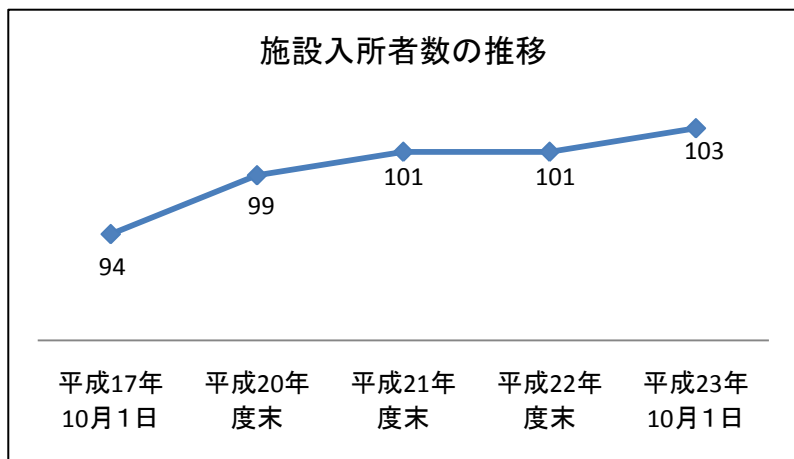
※障がい者数は、手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者の総計
※サービス利用者数は、サービス単位の延利用者数を積み上げた数値の月平均



- 障がい者の50%を65歳以上が占めている。
- 障がい者とともに介護者も高齢化し、単身又は高齢者と障がい者のみで構成される世帯が増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。（災害時要援護者名簿登載者及び緊急告知FMラジオ配布状況から推測）

※障がい者は、手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者のこと。

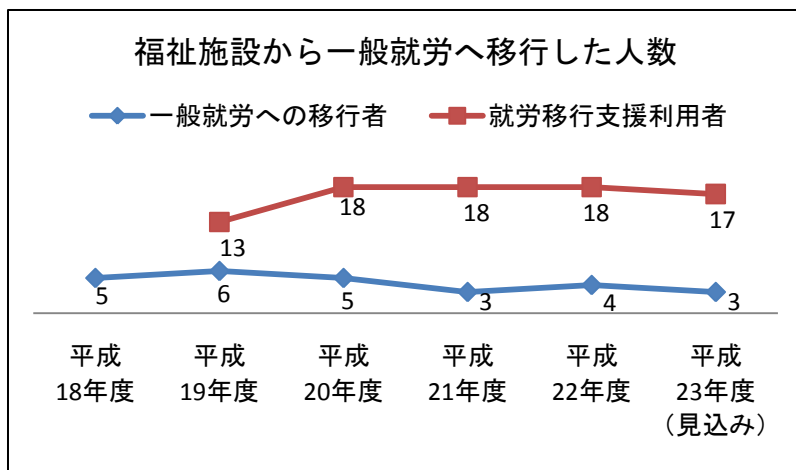
(2) 施設入所のニーズが高い



■平成17年から現在まで、累計で10人がグループホーム、ケアホームなどを利用して地域移行している。しかし、待機者等の新たな入所で、結果的に施設入所者数は増加している。今後もニーズは微増すると見込まれる。

■平成23年10月1日現在の三条市における施設入所待機者は12人

(3) 障がい者の一般就労移行者が少ない



■一般就労に向けて就労移行支援事業を利用しても、雇用される人数はわずかで、移行者が少ない。(横ばいの状況)

■平成23年6月現在の障がい者雇用率

- ・三条管内 1.62%
- ・新潟県 1.54%
- ・国 1.65%

(法定雇用率: 1.80%)

3 第3期障がい福祉計画策定に係る課題と重点取組事項

<課題>

【高齢化への対応】
・障がい者、保護者等の高齢化とともに、単身世帯などの増加が見込まれる。
・施設入所者の高齢化に伴い、医療行為が必要になるなど施設での対応が困難化してきている。

【障がい福祉サービス提供体制】
・身体障がい者を受け入れできるバリアフリー化に対応した施設や専門知識のある人材が必要となっている。
・障がい者が経済的に自立するためには、福祉的就労で得られる作業工賃の水準を引き上げることが求められている。

【障がい者に対する理解】
・地域で障がい者を受け入れることについての理解が求められている。
・障がい者雇用が進んでいない。

【相談内容の多様化】
・障がい者、保護者等に対する地域移行に向けた積極的な情報提供や相談支援体制の整備が求められている。
・保護者の介護・養育力が低下した場合など、家族を含めて支援を必要とするケースが増えてきている。

解消に向けて

<重点取組事項>

■ **高齢になったら心配・・・**
高齢化等に対応したサービス提供の体制づくり
・自立支援協議会を中心として法人及び関係機関と協調、連携を図りながら、具体的な対応策を検討し、方向性を見出していく。

■ **自分にあったサービスが欲しい・・・**
効率的なサービス提供体制の促進
・障がい者拠点施設の開設を機に、法人同士が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を図る。
・必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制の構築に取り組む。

■ **仕事に対するやりがい、満足感を得たい・・・**
自立の促進
・達成感や充実感を得られるよう、障がい福祉サービス事業所等が行う工賃アップを目指した取組などを支援する。
・関係機関と連携し、企業に対する障がい者雇用に関する啓発活動を促進する。

■ **地域の人と心を通わせたい・・・**
地域の理解と地域社会への参加の促進
・障がい者に対する地域の理解を更に促進する。
・積極的に社会参加できるような動機付けと交流活動の場づくりなどの環境整備の促進を図る。

4 第3期障がい福祉計画の体系

<基本理念>

- 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- 実施主体の統一と三障がいに係る制度の一元化
- 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

【平成26年度における数値目標の設定】

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 福祉施設から一般就労への移行
- (3) 就労移行支援事業の利用者数
- (4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

【サービス見込量の設定】

- ・障がい福祉サービス
- ・地域生活支援事業

◎障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、上記の数値を障がい福祉計画において設定する。

※第3期計画では、第1期及び第2期計画の考え方を踏襲することが、国から示されている。

◆国の指針によって定められている部分

<基本目標>

- (1) ニーズに応じ、サービス提供体制の整備を進める
- (2) 施設入所や入院からの地域生活への移行を推進する
- (3) 福祉的就労から一般就労への移行を推進する
- (4) 相談支援体制を充実、強化する
- (5) 自立生活と社会参加のための活動を促進する

◆基本理念を基に、三条市が独自に設定している部分

5 第3期障がい福祉計画の基本目標及び施策の展開

(1) ニーズに応じ、サービス提供体制の整備を進める

- ・障がい者、保護者等の高齢化に対応した支援の在り方について、自立支援協議会を中心として、法人及び関係機関と連携を図りながら、平成25年に創設が予定されている（仮称）障害者総合福祉法の制定を踏まえた具体的な対応策を検討し、方向性を見出していく。
- ・障がい者拠点施設の開設を機に、相談支援の一元化を始め、各法人が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を促進する。
- ・障がい者拠点施設での新たなサービス提供により、日中活動系サービス提供体制の更なる充実を図る。
- ・地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援事業等）のサービス提供事業者の充実を図る。
- ・訪問系サービス提供事業者の充実を図る。

(2) 施設入所や入院からの地域生活への移行を推進する

- ・地域における居住の場（グループホーム及びケアホーム）の設置を促進する。
- ・訪問系サービスや日中活動系サービス提供事業者の充実を図る。

(3) 福祉的就労から一般就労への移行を推進する

- ・ ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携した障がい者雇用に対する啓発活動を促進する。
- ・ ジョブコーチ支援制度の利用など、一般就労を継続するための制度の活用について周知を図る。

(4) 相談支援体制を充実、強化する

- ・ 障がい者自身やその保護者等に必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制を構築する。
- ・ 指定相談支援事業所が行う計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の利用を推進する。
- ・ 基幹相談支援センター設置に向けて関係法人と協議する。

(5) 自立生活と社会参加のための活動を促進する

- ・ 障がい福祉サービス事業所等における作業工賃のアップを図るための研究や開発への取組を支援する。
- ・ 障がい者自身の社会参加や地域住民との交流を図る活動を支援する。
- ・ 法人及び関係機関が連携し、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動を促進する。

6 第3期障がい福祉計画の数値目標の考え方について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

平成17年10月1日時点の施設入所者数を基準値として
 ア)平成26年度末までに**30%以上**を地域移行させる
 イ)平成26年度末までに**10%以上**施設入所者数を削減する

【三条市の基準値】

平成17年10月1日時点の施設入所者数:94人

ア) 数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	94人	29人	31%
三条市		20人	21%

第2期計画で10人が移行。第3期計画の平成26年度末までの移行者数を10人(延べ20人)とする。

イ) 数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	削減人数		目標入所者数
		削減人数	削減割合	
国	94人	10人	10%	84人
三条市		1人	1%	93人

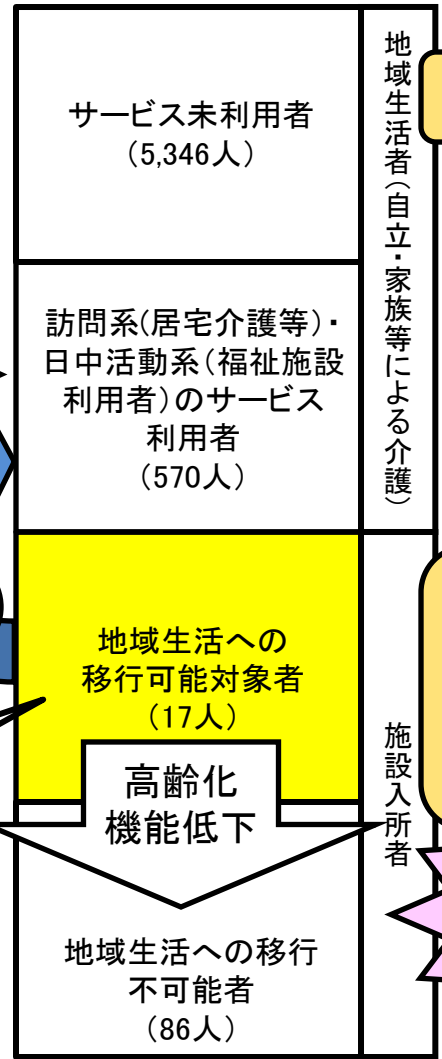
平成23年10月現在の施設入所者は103人。第3期計画期間中に10人を削減し、平成26年度末に93人とする。

平成23年10月末現在の障がい者数：6,019人

目標基準値である94人から累計で20%以上移行

第3期計画 10人 (延べ20人)

実は、施設入所者の中でも地域移行が可能なのは一部だけである!!
 三条市では、65歳未満かつ、障がい程度区分3以下(施設入所者は原則区分4以上)を移行可能対象者とした。



5,916人

地域生活者(自立・家族等による介護)

施設入所者

103人 (平成23年10月)
 ↓
 93人 (平成26年度末)

目標基準値である94人から1%以上削減

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

平成17年度の一般就労移行実績を基準値として、平成26年度の福祉施設からの一般就労移行者数を基準値の **4倍以上** とする

【三条市の目標基準値】

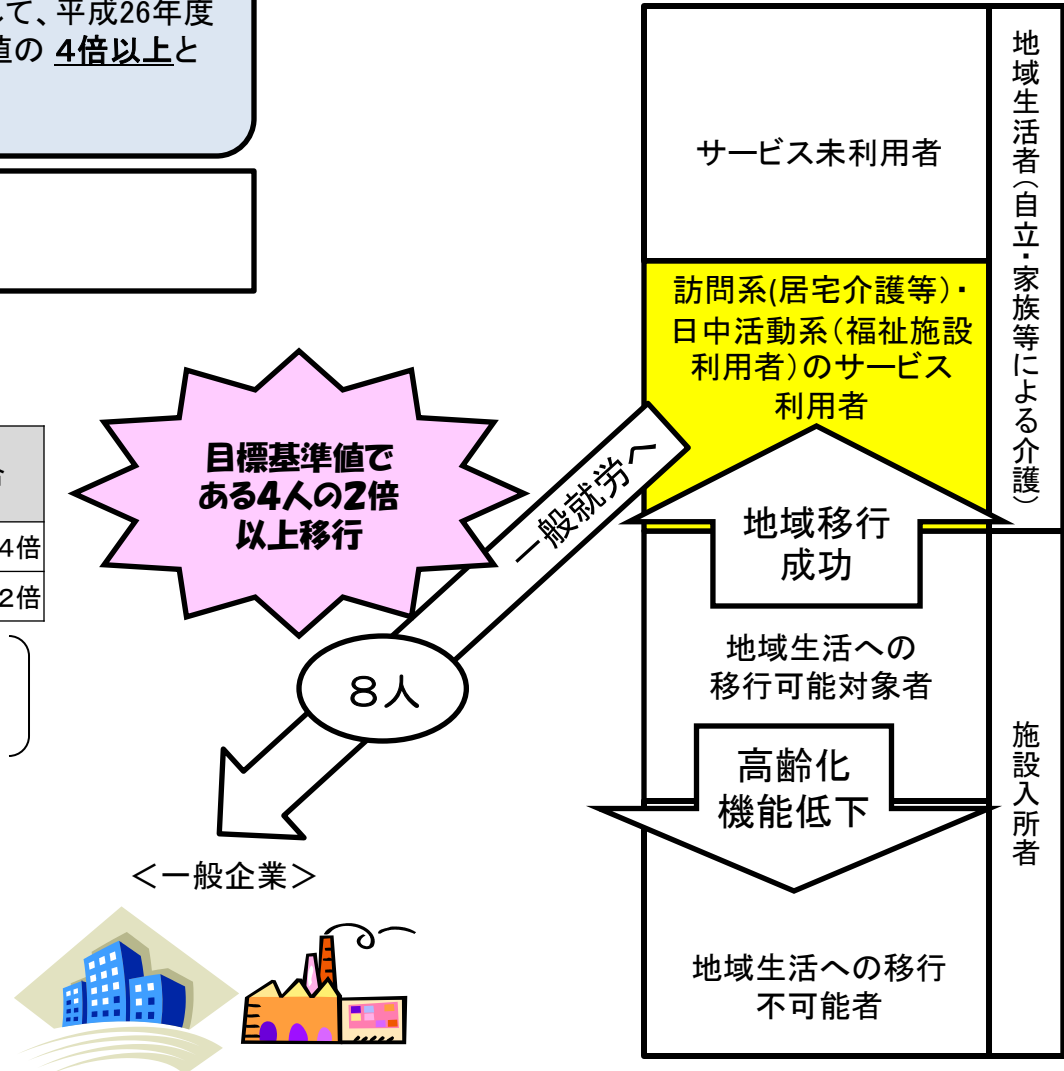
平成17年度の一般就労移行実績: 4人

数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	4人	16人	4倍
三条市		8人	2倍

第2期計画までの実績から、第3期計画の平成26年度の一般就労移行者数を8人とする。

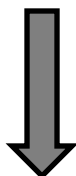


(3) 就労移行支援事業の利用者数

【国の指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用する

福祉施設利用者：486人(H26年度末見込み)



8%以上が就労移行支援事業を利用

就労移行支援事業所利用者：39人

【サービスの内容】

一般就労に向け一定間(原則2年)生産活動や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う

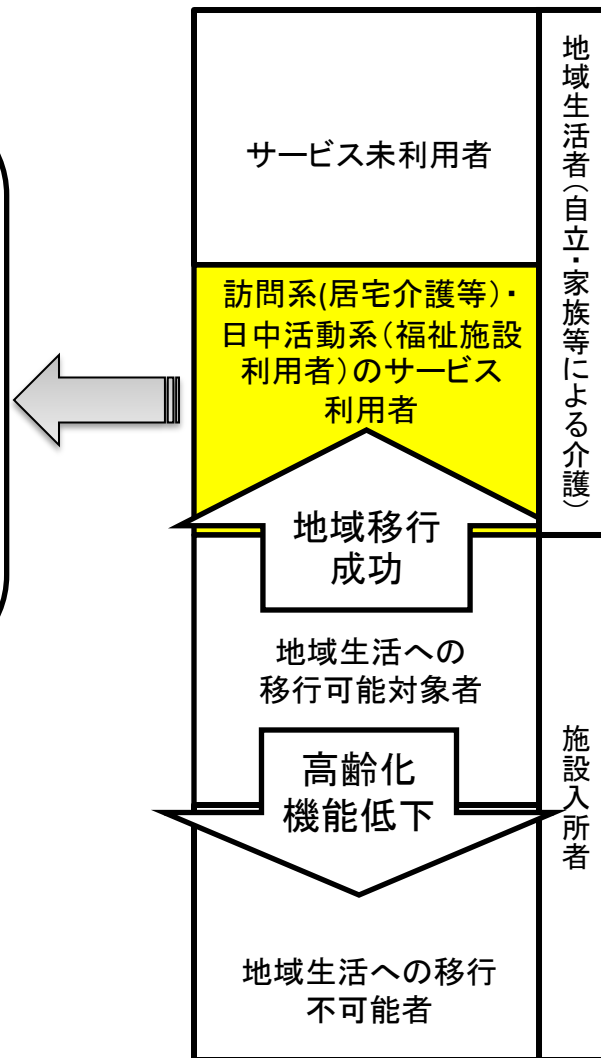


数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	①福祉施設利用者数	①のうち就労移行支援事業利用者数	目標値
国			20%
三条市	486人	39人	8%

平成23年10月現在の割合は5%。第3期計画の平成26年度末時点の利用者の割合を8%以上とする。



(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

【国の指針】

平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、**30%**の者が就労継続支援(A型)事業を利用する

就労継続支援事業利用者: 192人
(H26年度末見込み)

20%以上が就労継続支援(A型)事業を利用

就労継続支援(A型)事業利用者: 39人

【サービスの内容】

福祉施設と雇用契約を締結し、生産活動や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う

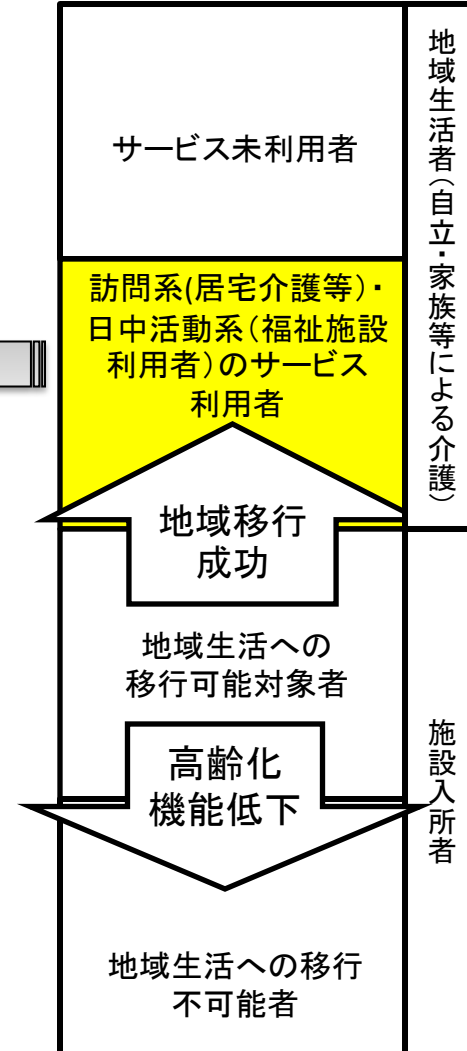


数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	①就労継続支援事業利用者数	①のうち就労継続支援A型事業利用者数	目標値
国			30%
三条市	192人	39人	20%

平成23年10月現在の割合は10%。第3期計画の平成26年度末時点の利用者の割合を20%以上とする。



7 第3期障がい福祉計画のサービス見込量設定の考え方

(1) サービス利用者数及び利用件数の見込量

第2期計画の進捗状況の分析と評価、障がい者数の実績と推移、サービスの利用実績等を基礎とし、相談支援で把握した障がい者のニーズや特別支援学校卒業生の今後の見通し、入所施設等からの地域生活への移行などを見込み、平成24年度から平成26年度におけるサービスの必要見込量を推計しました。

(2) サービス利用時間及び利用日数の見込量

各サービスの利用者数に、1人当たりの平均的なサービス利用時間や利用日数を乗じて見込量を推計しました。